

被保険者証管理規程

(目的)

第1条 この規程は、シャープ健康保険組合における健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）の管理についての基準を定め、被保険者証の適正な管理を図る事を目的とする。

(保管責任者)

第2条 被保険者証の保管責任者は、常務理事とする。

(保管方法)

第3条 被保険者証は、錠のかかる書庫等に納め厳重に保管するものとする。

(受入れ及び払出し)

第4条 被保険者証を受入れたとき、又は交付したときは、その年月日及び数量を受払簿へ記録し、その取扱いを明確にするものとする。

(受払簿の様式)

第5条 被保険者証の受払簿の様式は別紙のとおりとする。

(無効証及び廃棄処分)

第6条 被保険者資格喪失等の事由により返納された被保険者証又は書損となつた被保険者証等は保険者印に穿孔処理を行つた後、廃棄するものとする。

2 被保険者証の廃棄は、常務理事の決裁を経て処分するものとする。

(規程の変更)

第7条 この規程に定めのない事項、及びこの規程の変更は理事会の議決によらなければならぬ。

附 則

この規程は、平成14年3月16日から施行する。

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

この規程は、令和7年12月2日で廃止する。